

第20回アジア競技大会

(2026 / 愛知・名古屋)

TEAM JAPAN選手等の 肖像使用に関するガイドライン




公益財団法人日本オリンピック委員会

2026年6月 / ver2.0

目次

OCA憲章第52条 付属細則第6項とは	4
愛知・名古屋アジア競技大会における 日本国内での肖像使用規制について(基本概要)	5
「ジェネリック広告」における肖像使用条件	7
使用条件①「掲出時期」	8
使用条件②「広告表現」	9
使用条件③「広告使用媒体・箇所」	11
使用条件④「広告出稿量」	13
大会参加者の肖像使用に関する確認書の提出	14
大会参加者による感謝メッセージについて	19
TEAM JAPANパートナー企業一覧	20
問い合わせ先	21





本マーケティングガイドラインは、大会期間中の大会参加者の肖像使用についての理解を深め、愛知・名古屋アジア大会参加者だけでなく、愛知・名古屋アジア大会参加者の肖像を使用するTEAM JAPAN パートナー、アジア競技大会スポンサー、オリンピックパートナー、個人スポンサー／所属企業等（以下「個人スポンサー等」という。）に適用される肖像使用のルールを説明するものです。本マーケティングガイドラインをご確認いただき、必要な手続きを行うようお願いいたします。

また、愛知・名古屋アジア大会参加者の肖像使用の際に、注意が必要となるアジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という。）のエンブレムや愛知・名古屋アジア大会マークをはじめとするOCA 関連マーク類、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が派遣するTEAM JAPAN（日本代表選手団）関連マーク類等のJOCが管理する知的財産については、JOCのウェブサイトに掲載する「オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン」を併せてご参照ください。

JOC 加盟競技団体（以下「NF」という。）、愛知・名古屋アジア大会参加者及びその個人スポンサー等の皆様には、オリンピックマーケティングと愛知・名古屋アジア大会参加者の肖像を使用する際のルールを正しくご理解いただき、オリンピック等に関する知的財産の保護とアンブッシュ・マーケティングの防止に、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

OCA憲章第52条 付属細則第6項とは

アジア競技大会を主催するアジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という）によるOCA憲章第52条付属細則第6項には、次のように規定されています。

「理事会が許可した場合を除き、OCA競技大会に参加する競技者、コーチまたは役員は、OCA競技大会の開催中、その身体、氏名、写真または競技の様相を宣伝の目的で使用させてはならない。」

一方で、OCA競技大会では、IOCが定めるガイドラインに則って運用することが定められています（OCA憲章第52条付属細則第1項）。オリンピック等のIOC主催大会においては、オリンピック憲章第40条付属細則第3項（通称：ルール40）に同じく大会参加者の肖像に関する規程が存在します。

IOCでは、オリンピック競技大会と同様、大会参加者の権利の尊重と大会参加者の練習環境の整備・競技力の向上に、日頃から継続的にご支援をいただいている個人スポンサー等への配慮、マーケティングへの影響を鑑み、肖像使用規制期間（開村日から閉会式の2日後まで）であっても特定の条件に基づき、日本国内で選手等の肖像を使用できることといたしました。

また、この規定の遵守は、アジア競技大会にも適用されるオリンピック憲章第48条付属細則第3項（大会参加者のメディア活動の禁止）、並びに、大会参加者の着用ウェア及びスポーツ用具のブランド表示を規定するOCA憲章第36条付属細則第2項とともに、大会参加者の参加資格条件となっており、違反行為は大会参加資格の剥奪にも繋がりますので十分注意していただくようお願いいたします。

オリンピック憲章第48条付属細則第3項

メディアとしての資格認定を受けた個人のみがジャーナリスト、報道記者としてまたはその他のメディアの資格で活動することができる。いかなる状況のもとでもオリンピック競技大会の期間中、選手、コーチ、役員、プレスアタッシュェ、あるいはその他の資格認定を受けた参加者は、ジャーナリストまたはその他のメディアの資格で活動してはならない。

OCA憲章第36条付属細則第2項

いかなる形態の広告や宣伝、コマーシャル等も、人、スポーツウェア、アクセサリー（より一般的には、選手もしくはその他のOCA競技大会の参加者が着用する衣類、使用する用具）に表示してはならない。ただし、OCA競技大会マーケティング・ガイドラインで規定される用品や用具のメーカー識別表示を例外とするが、かかる識別表示が広告目的で著しく目立つものであってはならない。

※OCAの旧憲章[現在は改正されている]に記載されている付属細則、規則および規定は、理事会によって更新または改正され、正式に通知されるまで有効に存続するものと規定され、現在まで正式な更新または改正の通知はないため本ページに記載の第52条と第48条は旧憲章が有効とされます。

愛知・名古屋アジア競技大会における 日本国内での肖像使用規制について (基本概要)

第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）において、日本国内で適用される肖像使用規制については以下の通りです。

1) 肖像使用規制期間

2026年9月2日～10月6日(開村日～閉会式2日後)

※アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）開催期間：2026年9月19日～10月4日

2) 肖像使用の基本概要

大会参加者は、自身の肖像(自身の容姿、名前、映像等)を、以下の条件のもと使用させることができる。

対象	大会参加者肖像使用	アジア競技大会に関する発信 (お祝い広告や結果報告等)
TEAM JAPANパートナー アジア競技大会スポンサー(①)	○	○
オリンピックパートナー(①)	○	×
大会参加者の個人スポンサー等(②)	○ ※ジェネリック広告条件を満たしたものに限り	×
上記①②を除く営利団体	×	×
非営利団体(③)	○ ※商業色・企業色を伴わないものに限り	○ ※商業色・企業色を伴わないものに限り

①TEAM JAPANパートナー、アジア競技大会スポンサー、オリンピックパートナーの場合

TEAM JAPANパートナーとオリンピックパートナーはJOCに、アジア競技大会スポンサーは大会組織委員会の事前の承認を得ること。

※但し、契約カテゴリー外の製品・サービスの販促は、大会参加者の個人スポンサーとしての手続きが必要となります。

②個人スポンサー等の場合

本マーケティングガイドラインを理解し、これを遵守することを記載した「大会参加者の肖像使用に関する確認書」(2種：様式A、様式B)をNFを通してJOC事務局に提出することにより、大会参加者が出演する広告素材等を使用できる。但し、下記の条件を遵守すること。

・OCA及びJOCの方針に反するカテゴリーの広告ではないこと。

(例：タバコ、禁止薬物、ハードリカー、ギャンブル、ポルノ、道徳に反するビジネス等)

・ジェネリック広告における肖像使用条件(P7参照)を遵守していること。

※大会参加者の出場に伴う応援・激励、大会での活躍・成果へのお祝いメッセージ等、アジア競技大会を想起させるような発信はできません。
詳しくは「オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン」をご参照ください。

上記①②に該当しない営利団体は、肖像使用規制期間中に選手肖像を商業目的で使用することはできません。

③非営利団体(自治体や公共団体、教育機関、医療法人等)

非営利団体は、特定の条件のもとアジア競技大会やTEAM JAPAN（日本代表選手団）に関する言及や大会参加者の肖像を非商業的な活動等に使用できる。但し、TEAM JAPANと営利団体を結び付けたり関連付けたりするような行為をしないこと。

※詳しくは「オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン」をご参照ください。

3)個人スポンサー等の定義

個人スポンサー

大会参加者に対して、物品や資金提供等により日々の活動を継続的に支援し、大会参加者の肖像を使用して商業活動を行うことができる契約を締結している企業・団体

所属先

日常より継続的に大会参加者を支援(雇用等)している所属先(企業・団体)として、大会参加者が競技会等の出場のために、NFに事前に登録をしている企業・団体

マネジメント会社

日常より継続的に大会参加者のスケジュール管理、メディア対応及び契約交渉等を支援している企業・団体

4)オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン



オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン

https://www.joc.or.jp/about/brand_protection/pdf/guidelines2023_06.pdf

5)第20回アジア競技大会(2026 / 愛知・名古屋)知的財産の保護について

<https://www.aichi-nagoya2026.org/sub/intellectual/>

ジェネリック広告における 肖像使用条件

個人スポンサー等による大会参加者の肖像使用は、事前にJOC事務局へ確認書を提出した上で、本マーケティングガイドラインに記載されている使用条件が遵守されている場合のみ可能となります。使用条件の詳細は下記よりご確認ください。

① 広告等の掲出時期

日常、継続的に実施している広告等であり、アジア競技大会への注目度が最も高まる期間を狙った広告等ではないこと

肖像使用規制期間が開始する2026年9月2日から起算して90日前 (2026/6/4) よりも前から使用されている広告素材であること 等

② 広告等の表現

アジア競技大会やTEAM JAPANをイメージさせるおそれのない広告内容であること 等

- (1) アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)、あるいはTEAM JAPANをテーマとしていない
- (2) アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)、あるいはJOCに関する知的財産(映像、音声等を含む)を使用していない
- (3) アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)、あるいはTEAM JAPANを想起させない/関連付けない
- (4) 商品と大会参加者の競技パフォーマンスの結び付きを創出させない

③ 広告等の掲出媒体・箇所

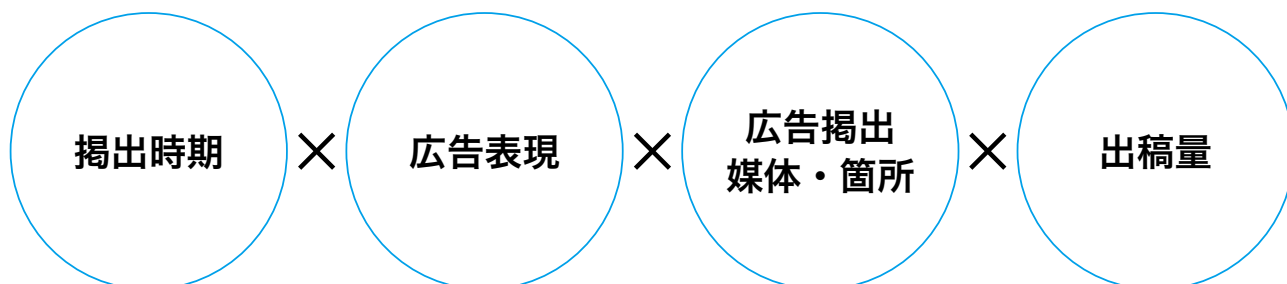
中継番組や特集記事など、アジア競技大会やTEAM JAPANとの連動を狙った掲出媒体・箇所ではないこと 等

※本編や編集記事との関連付けを意図した連動企画や、TV中継番組や特集番組において番組内容と連動するような大会参加者を起用したTVCMなどは、アンブッシュ・マーケティングとみなす場合があります。

④ 広告等の出稿量

日常、継続的に実施している広告等に比べ、大会期間に合わせて極端に増加した広告出稿量ではないこと 等

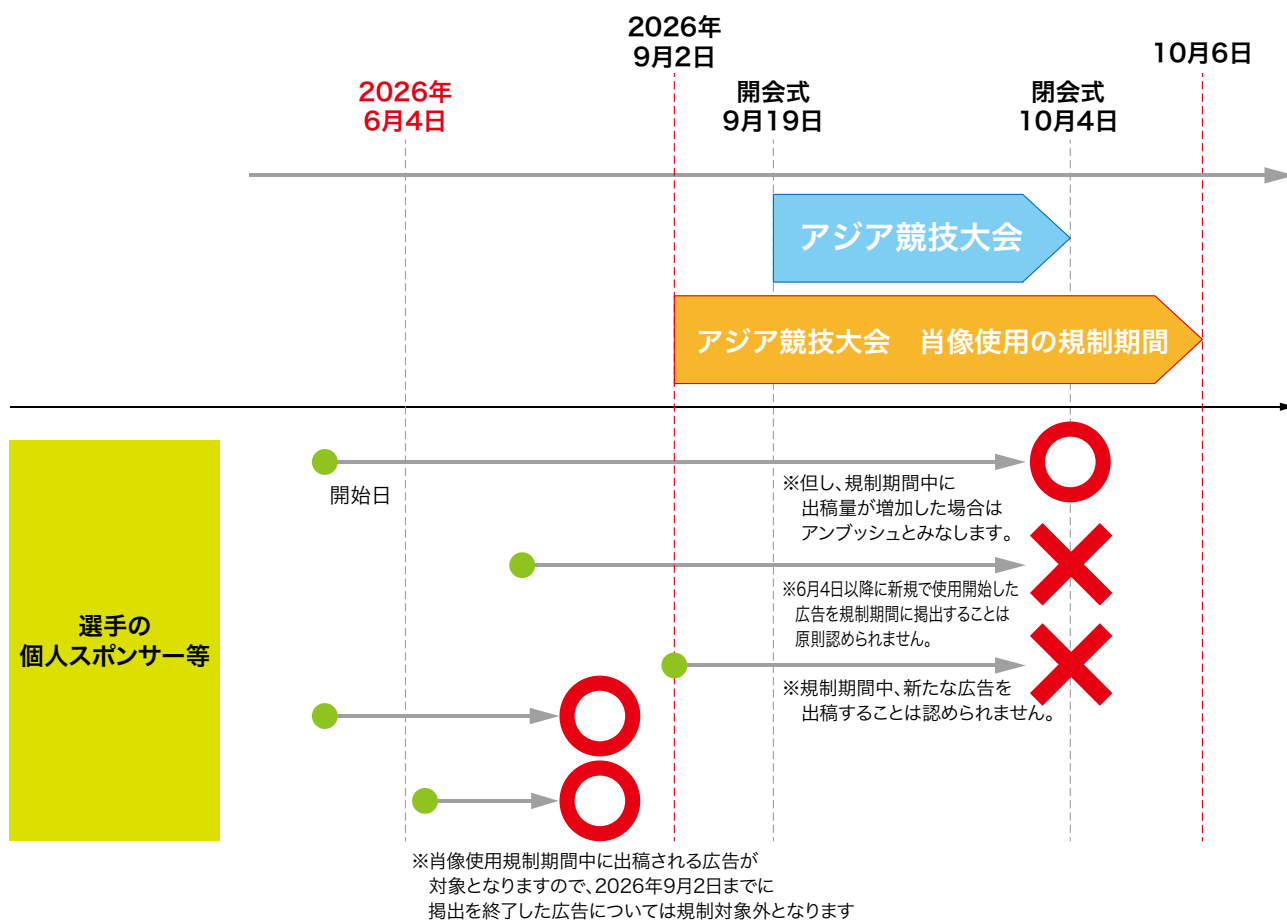
それぞれの条件について、次ページ以降に詳細を記載していますので、
ご一読の上、ルールの遵守にご協力をお願いします。



使用条件① 「掲出時期」

Ⅲ 肖像使用規制期間内の広告出稿

大会参加者の個人スポンサー等によるアジア競技大会への注目度が最も高まる時期を狙った大会参加者の肖像を使用した商業活動、広告・宣伝活動は、TEAM JAPANパートナー、アジア競技大会スポンサーの権利を侵害し、アンブッシュマーケティングとなるおそれがあります。そのため、愛知・名古屋アジア競技大会期間を意図的に狙ったアンブッシュを防止するために、個人スポンサー等は原則**2026年6月4日（開村日90日前）以降**に大会参加者の肖像を使用した新たな広告（新たなデザインや新たな企画の広告等）を、肖像規制期間内に掲出することはできません。



使用条件② 「広告表現」

事前にJOC事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が、肖像使用規制期間中の大会参加者の肖像を使用した広告・宣伝活動において、許諾される広告表現は、以下の通りとなります。

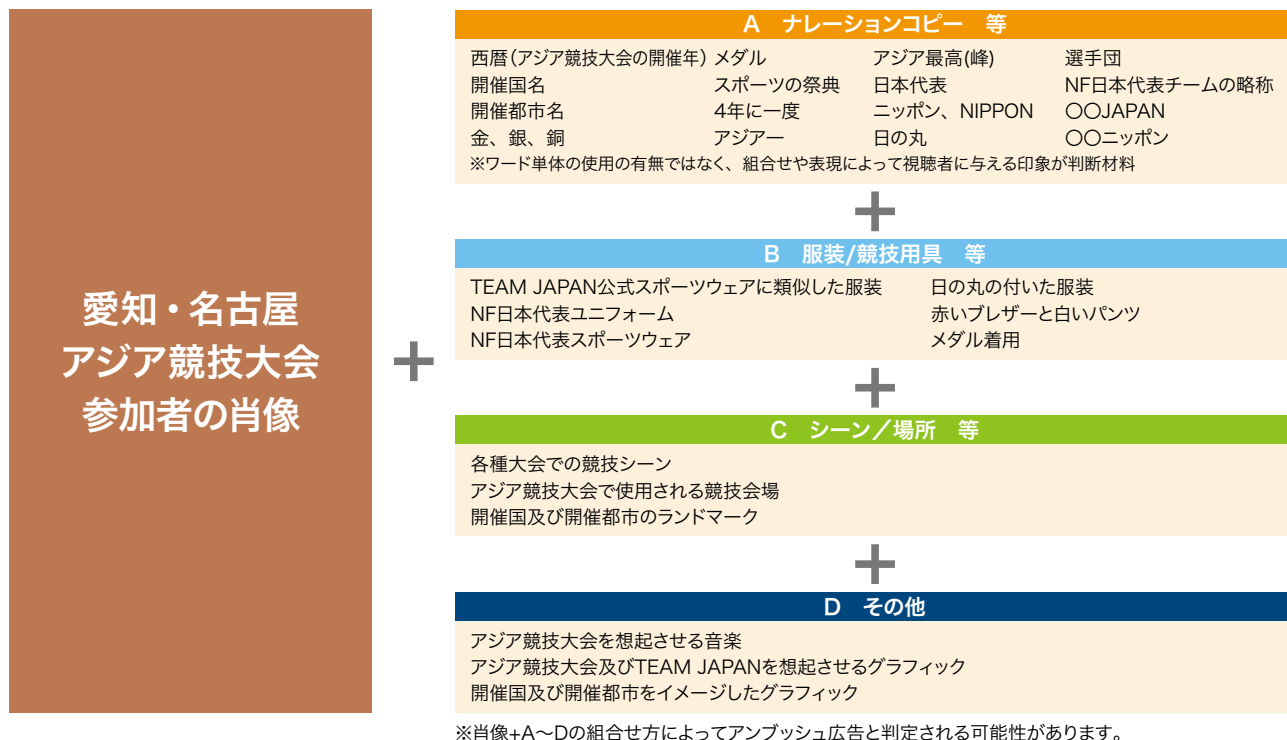
- ① アジア競技大会、あるいはアジア競技大会TEAM JAPANをテーマとしていない
- ② アジア競技大会、あるいはJOCに関する知的財産(映像、音声等を含む)を使用していない
- ③ アジア競技大会、あるいはアジア競技大会TEAM JAPANを想起させない/関連づけない
- ④ 商品と競技パフォーマンスの結びつきを創出させない

アジア競技大会、あるいはアジア競技大会TEAM JAPANを想起させない/関連づけないために

広告表現の要注意要素について

TEAM JAPANパートナー、アジア競技大会スポンサー、オリンピックパートナー以外の個人スポンサー等の広告は、メッセージやシーン等の**組合せ方**によってアンブッシュ広告と判定される可能性があります(但し、アジア競技大会以外の特定の大会に関連することを表現できていれば、ジェネリック広告と判定される場合もあります)。また、愛知・名古屋アジア競技大会への出場が内定・決定した選手の肖像を使用する場合には、それまでと比べてTEAM JAPANを想起させる恐れがありますので、より注意が必要となります。

下記のアジア競技大会及びTEAM JAPANを想起させるおそれのある要注意広告要素を参考に、誤解を与える広告表現は避けるようにしてください。



※判断が難しい場合には、JOC事務局にご相談ください。アジア競技大会以外の大会に関する「おめでとう広告」や「ありがとう広告」等であっても、その対象となる大会が不明瞭な場合や、その必然性がない場合には認められません。

判断基準例

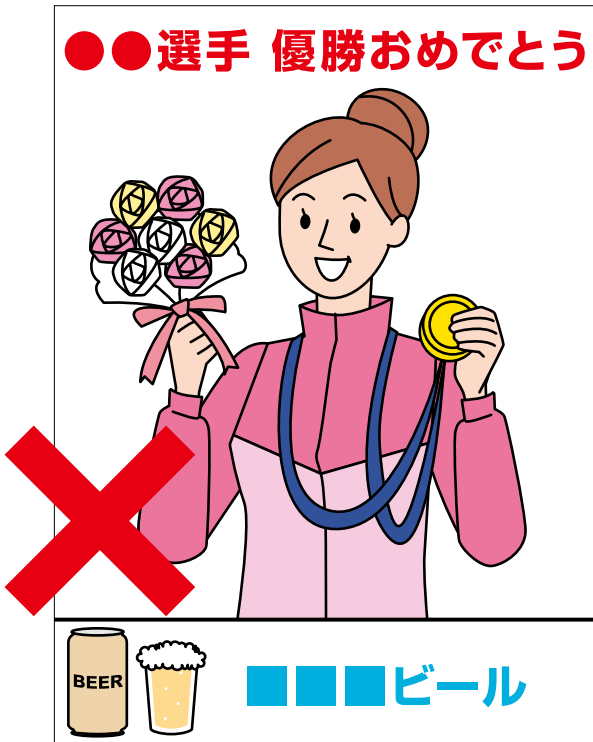
アジア競技大会を意図していないことが明確である



アジア競技大会を想起させない内容であるため問題ない



アジア競技大会以外の大会名の明記がなく、肖像規制期間中はアジア競技大会に関連があると想起される恐れがあるためNG



大会参加者のパフォーマンスと商品に関連付けているためNG



使用条件③ 「広告掲出媒体・箇所」

各媒体の特性により、本編や編集記事との関連付けを意図した連動企画等はアンブッシュ広告とみなす場合がありますので、以下の例を参照してください。なお、個人スポンサー等のホームページ等での肖像使用も確認書提出の対象となりますのでご注意ください。

<新聞・雑誌広告>

アジア競技大会に関する特集記事と連動させた新聞・雑誌広告はアンブッシュ広告と判断しますのでご注意ください。



<TV番組>

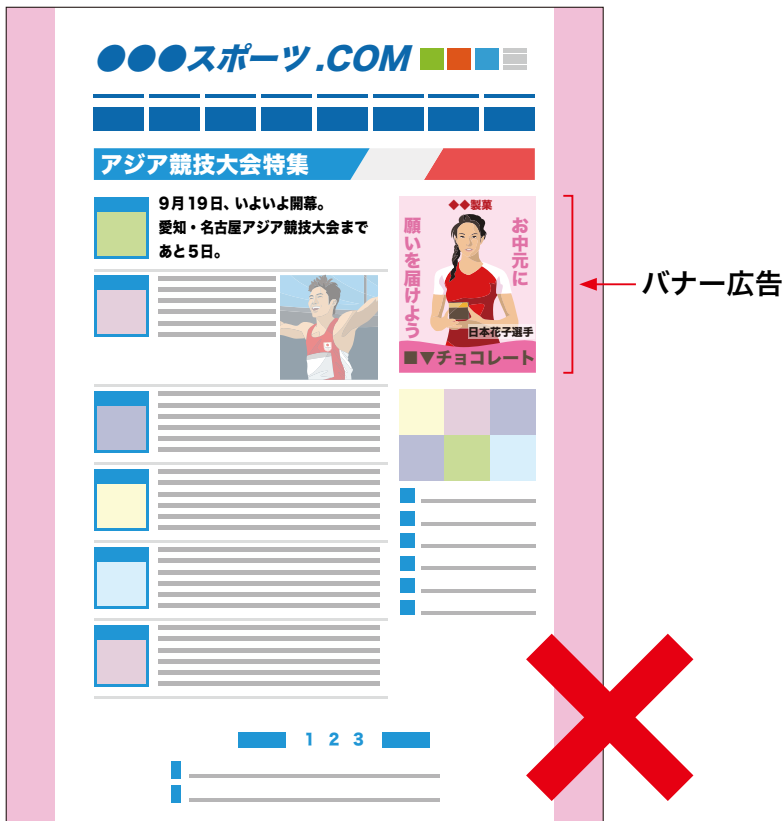
大会中継番組や特集番組等のアジア競技大会関連番組において、番組内容と連動するような大会参加者を起用したCMは、アンブッシュ広告と判断しますのでご注意ください。



<インターネット広告(ウェブバナー等)>

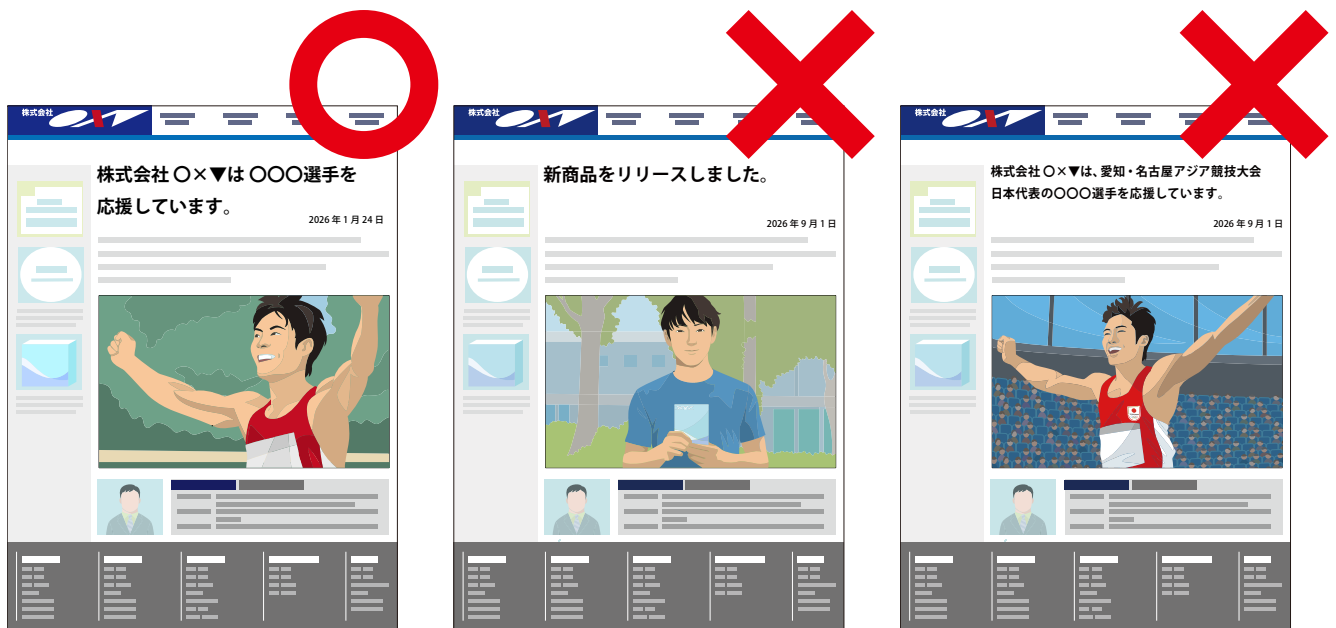
アジア競技大会特集サイトへの広告出稿は表現に関わらずアジア競技大会パートナーとの誤認を与えるためできません。

※掲出媒体・掲出面を指定しない、運用型広告での偶発的露出は問題ありません。



<その他のインターネットでの肖像使用(自社サイト等)>

自社サイト内での肖像使用も肖像使用規制の対象となりますので、ジェネリック広告であること、継続使用であることを前提に確認書を提出してください。



アジア競技大会(2026 / 愛知・名古屋)を関連付けていない内容であるため問題無い

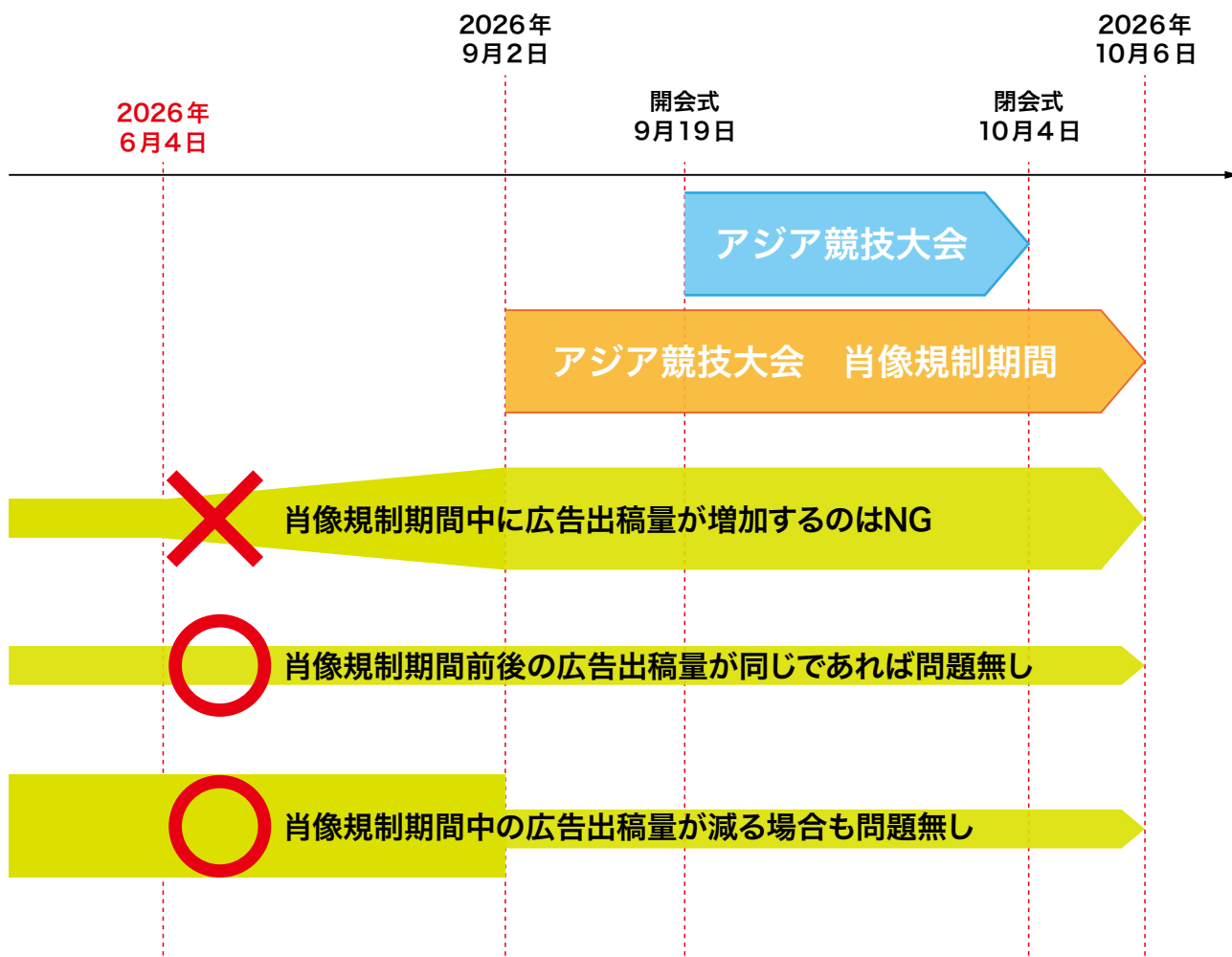
アジア競技大会(2026 / 愛知・名古屋)を関連付けていない内容であるが、掲出開始時期が条件を満たしていないため肖像使用規制期間の掲出はNG

アジア競技大会(2026 / 愛知・名古屋)と関連付けた内容であるためNG

使用条件④ 「広告出稿量」

肖像規制期間を狙って広告出稿量を増加させた場合、アンブッシュ広告の意図があると見なされる可能性があります。

通常期に実施している広告宣伝・PR活動に比べて、多量な出稿を実施することは当条件を満たしていないと判断されますのでご注意ください。



大会参加者の肖像使用に関する 確認書の提出

以下に記載している2種類の確認書をNFを通じてJOC事務局にご提出ください。

提出期限までに愛知・名古屋アジア競技大会への参加が決定及び内定していない場合でも、個人スポンサー等が、大会参加者の肖像を使用する可能性がある場合には確認書の提出をお願いします。

- 提出物：①【確認書A（様式A）】大会参加者による肖像使用に関する確認書(大会参加者本人作成用)
②【確認書B（様式B）】個人スポンサー等による肖像使用に関する確認書(個人スポンサー等作成用)
【確認書B（別紙）】肖像使用規制「出稿媒体等情報管理シート」（個人スポンサー等作成用）

提出期限：2026年9月4日(金)

提出方法：大会参加者が所属するNF担当者より、下記メールアドレスまでご送付ください。

メールアドレス：rule40@joc.or.jp

※確認書(2種)はスキャンデータにてご提出ください。

※確認書B(別紙)はExcel等、リンクが有効な状態でご提出ください。

記入する内容：肖像を使用される大会参加者の氏名・競技・種目名

大会参加者の記名押印または署名(自筆)

個人スポンサー等の責任者記名押印または署名(自筆)

個人スポンサー等の企業名・担当者連絡先

主な内容：

- ・一切のアジア競技大会等の知的財産を使用せず、愛知・名古屋アジア競技大会や組織委員会、TEAM JAPANとのいかなる関連付け及び想起をさせないことを約束すること。
- ・本マーケティングガイドラインを遵守し、万が一JOCがアンブッシュ・マーケティングの恐れがあると判断した場合、修正及び取り下げも含め協力すること。
- ・大会期間中の肖像使用違反(登録手続き及び同意プロセスの違反含む)があった場合、大会参加者の参加資格が最悪の場合取り消されることを理解し、最大限の協力を行うこと。
- ・違反した場合は上記に加え、個人スポンサー等においては、今後JOCが派遣する国際総合競技大会の参加者肖像を肖像使用規制期間中に一切使用できなくなる可能性があることに対して承知すること。

注意事項：

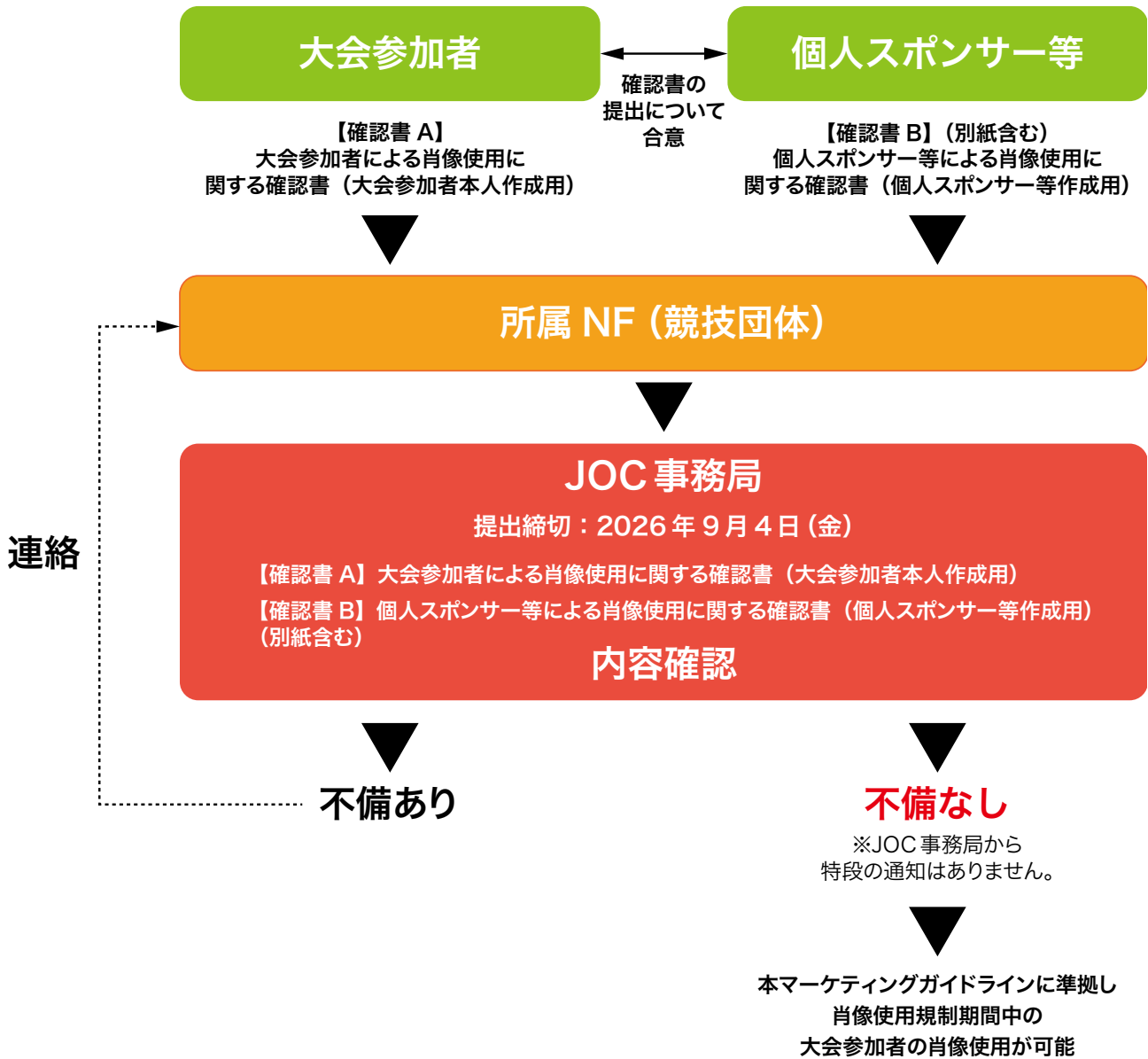
確認書の原本はNFにて保管ください。

確認書に記載された情報の確認や不足があった場合には、JOC事務局から記載されたご連絡先にご連絡する場合があります。

<手続きの流れ>

JOC事務局が確認書A、Bに記入された情報を確認し、不備がなければ個人スポンサー等の肖像使用が可能となります。

確認書の提出の流れ



提出物②：確認書B（個人スポンサー等作成用）

※個人スポンサー等による署名または記名押印が必要です。

提出するNFごとに作成・提出が必要です。

提出ルート 個人スポンサー等 → 大会参加者の所属競技団体(NF) → JOC事務局

(確認書B(別紙))：個人スポンサー等作成用紙 2026年 月 日
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)OCA憲章第52条付属細則第1項及び第6項に基づいて大会参加者の肖像使用に関する確認書
(個人スポンサー・所属先・マネジメント作成用)

標記の件につき、第20回アジア競技大会に準用されるOCA憲章第52条付属細則第1項及び第6項に基づき、大会参加者(選手、コーチ、スタッフ等)の肖像を使用する際、貴会から提供された「第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)TEAM JAPAN選手等の肖像使用に関するガイドライン」及び「オリンピック等の知的財産の使用に関するガイドライン」に記載の使用条件を遵守するとともに、貴会より修正等の指示があった場合はその指示に従うことを誓約いたします。

万が一違反があった場合には、大会参加者が貴会の「国際総合競技大会派遣規程」により処分される場合がありますこと、ならびに貴会がOCA憲章第52条付属細則第1項及び第6項に基づく当社・当団体による大会参加者の肖像使用を今後一切認めない可能性があることを理解の上、署名(または押印)いたします。
※太枠内はすべて必須記入項目です※

<責任者>
1) 企業・団体名： _____
2) 責任者名： _____ ① 印 3) 所属部署・役職： _____
<実務担当者>
1) 担当者名： _____ ② 印 2) 所属部署・役職： _____
3) 連絡先： TEL： _____ e-mail： _____ ③

<肖像を使用する大会参加者及び「出稿媒体等情報シート」(確認書B(別紙))>
肖像を使用する大会参加者は下記に記載し、「出稿媒体等情報シート」は確認書B(別紙)にて提出します。

大会参加者名	競技・種目名	大会参加者名	競技・種目名
1	6		
2	7		
3	8		
4	9		
5	10		

※行が足りない場合、行を追加いただくか、エクセルにて上記一覧を作成の上ご提出ください。指定の様式はありません。

<所属競技団体 記入欄>
上記及び「出稿媒体等情報シート」(確認書B(別紙))について、確認しました。

1) 所属競技団体名： _____
2) 担当者名： _____ 印 3) 所属部署・役職： _____
4) 担当者連絡先： TEL： _____ e-mail： _____

<記入時の注意事項>

● 企業・団体名、責任者の情報の記入

企業・団体名の記入、責任者の署名または記名押印、所属部署・役職の記入をしてください。
責任者本人の署名または記名押印が必要です。

① 2) 責任者署名： 東京 太郎 印

● 担当者の情報の記入

ご担当者の署名または記名押印、所属部署・役職、連絡先、E-mail アドレスの記入をしてください。

② 1) 担当者署名： 日本 次郎 印

担当者本人の署名または記名押印が必要です。

形状が似ている文字には、フリガナをふってください。

③ e-mail： olympic-paralympic@sports.jp

例：0(ゼロ)とo(オー)、2(ニ)とz(ゼット)、1(イチ)とl(エル)、.(ドット)と_(アンダーバー)等...

● 肖像を使用する大会参加者情報及び

「出稿媒体等情報シート」(確認書B(別紙))の記入

大会参加者名、競技・種目名の記入をしてください。
また、「出稿媒体等情報シート」(確認書B(別紙))を記入し、確認書Bと同時に提出してください。

● 所属NFの記入

所属NFが記入する欄になります。

個人スポンサー等の責任者及び担当者は記入しないでください。

個人スポンサー等の記入内容を確認後、所属NF名の記入、担当者の署名または記名押印、連絡先の電話番号とE-mail アドレスを記入してください。

提出物②：確認書B（別紙）

※確認書B（様式B）に必ず添付し、同時に提出してください。

(確認書B(別紙)：個人スポンサー等作成用紙) 提出ルート 個人スポンサー等(記入) → 大会参加者の所属競技団体(NF) → JOC事務局

愛知・名古屋アジア競技大会 肖像使用規制 「出稿媒体等情報管理シート」 (個人スポンサー等記入)

※1：本シートは、事前にNFが内容確認を行ったうえで、JOC事務局に提出してください。
 ※2：内容に変更がある場合は、変更箇所が分かるよう赤字で内容を修正のうえ再提出ください。
 ※3：所属競技団体(NF)ごとにファイルを分けて作成し、提出してください

企業・団体名		大会参加者との関係			
大会参加者の所属競技団体(提出先NF)					

No.	① 大会参加者名 (契約・所属選手、スタッフ等)		② 参加種目名	③ 出稿媒体 プルダウンから選択	④ 素材・URL・内容 <small>※テレビCMは素材名/ID順コードを記入してください。 ※その他広告の場合は内容をこちらに記載してください。</small>	⑤ 広告掲出 開始日
	姓	名				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※行が足りない場合は適宜行を追加いただき、ご提出ください。

※出稿媒体に当てはまるものがない場合は「その他」を選択いただき、内容欄(E列)にて詳細内容を記載ください。

<記入時の注意事項>

- 複数の媒体出稿 / 複数の素材がある場合は、1素材につき1行入力してください。

① 大会参加者名 (契約・所属選手、スタッフ等)
所属契約、個人スポンサー契約等をしている出場予定選手等の氏名を競技団体ごとに全て記入してください。

② 競技・種目名
可能な限り正式な用語で記載してください。複数種目出場予定の場合や未定の場合は可能な範囲で記載してください。

No.	① 大会参加者名 (契約・所属選手、スタッフ等)		② 参加種目名	③ 出稿媒体 プルダウンから選択	④ 素材・URL・内容 <small>※テレビCMは素材名/ID順コードを記入してください。 ※その他広告の場合は内容をこちらに記載してください。</small>	⑤ 広告掲出 開始日
	姓	名				
1	山田	一郎	〇〇〇/△△△	自社Webサイト	URL: https://.....	2024年2月1日
2	山田	一郎	〇〇〇/△△△	テレビCM	男性用シャンプー「スッキリ」 「山田一郎XXXX」編 WXYZ000001	2023年12月2日
3	日本	太郎	〇〇〇/△△△	テレビCM	スキンケア「サッパリ」 「日本太郎XXXX」編 WXYZ000002	2023年12月2日
4						
5						

③ 出稿媒体
提出時点で予定されている全ての計画について記載してください。

⑤ 広告掲出開始日
P9の規定への適合を確認するため同広告を最初に掲出した日を記載してください。
※2026年6月4日以降に使用開始のものは適用期間の使用は認められません。

④ 素材・URL・内容
別紙の記載例を参考に、内容、個別の素材コードや、ウェブサイトやSNSのURLなどを記載してください。

大会参加者による 感謝メッセージについて

大会参加者は、以下の条件を満たす場合に個人スポンサー等に関する感謝メッセージを期間に関わらずSNSを通じて対外的に発信することができますが、個人スポンサー等は「大会期間中」はリツイート（リポスト）及びシェアはできません。

- ① アジア競技大会等に関わる一切の表現（大会エンブレム、大会名称、マスコット、愛知・名古屋アジア競技大会メダル、愛知・名古屋アジア競技大会TEAM JAPAN公式ウェア等の画像、文章含む）を使用していないこと。
- ② 個人スポンサー等の商品もしくはサービスが大会参加者のパフォーマンスを向上させるような内容を含まないこと。
- ③ 個人スポンサー等の商品やサービスを推奨する内容を含んでいないこと。
- ④ OCA、組織委員会、JOCなどのコンテンツを再投稿する場合に、自身の個人スポンサー等へのメッセージと結び付けていないこと。

○ 認められる



個人スポンサー等に対する簡素な感謝メッセージ。
ウェアやユニフォームもアジア競技大会時のものではなく、
写真もアジア競技大会以外のものを使用

✕ 認められない



個人スポンサー等とアジア競技大会への関連付け、
アジア競技大会プロパティの使用

※個人スポンサー等とアジア競技大会、TEAM JAPAN（日本代表選手団）を結び付けることはできません。
また、個人スポンサー等は、アジア競技大会に便乗した商業的な活用はできません。

The Worldwide Olympic Partners



TEAM JAPAN Gold Partners



TEAM JAPAN Official Partners



TEAM JAPAN Official Supporter

丸大食品

TEAM JAPAN Official Brand Management

TEAM JAPAN Official DOOH Media Supplier

Interbrand Japan

LIVE BOARD

TEAM JAPAN Official Ticketing Management

TEAM JAPAN Official Airlines

ぴあ

ANA 日本航空

TEAM JAPAN Official Travel Agencies

KNT-CT ホールディングス

JTB

東武トップツアーズ

日本旅行

問い合わせ先

公益財団法人日本オリンピック委員会

ルール40事務局（平日10時～17時）

電話番号：03-5539-6905

メールアドレス：rule40@joc.or.jp